

職員の懲戒処分について

令和6年5月27日

富良野市総務部

標記の件につきまして、以下のとおり関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 被処分者

市民生活部 職員 50歳代

2 処分内容

減給10分の1 2か月

3 処分年月日

令和6年5月27日

4 事案概要

被処分者は、前職である保健福祉部において、助成金の受付事務を怠ったことにより、助成金の支給事務を行わなかったなど不適當な業務処理を行った。